紙の手形・小切手
利用廃止へ



2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

【注意！】金融機関によっては最終振出期限を設定しており、10月1日以降、原則当座勘定からの支払いができなくなります。

政府方針(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

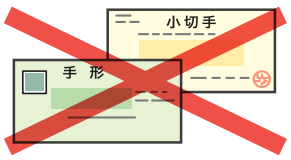
(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より

金融庁 Financial Services Agency
中小企業庁
日本商工会議所 The Japan Chamber of Commerce and Industry
でんさいネット
一般社団法人 全国銀行協会 JBA JAPANESE BANKERS ASSOCIATION
SHINKIN 信用金庫
Shinkumi Bank 信用組合 しんくみ

Q 2027年3月末までに電子化しないとどうなるの？

A 事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています（手形帳・小切手帳の発行終了や最終振出期限の設定等）。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。



Q 電子的決済サービスには何があるの？

A でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化のメリット

1 コスト削減
- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2 事務負荷軽減
- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3 リスク低減
- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q 電子的決済サービスの導入は難しくないの？

A かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1 金融機関へご相談/申込
事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2 取引先へご案内
でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

STEP 3 社内の導入準備
事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！